

一時保護開始時の司法関与

2023年8月1日

かんけ

菅家 英昭

hideaki.kanke@gmail.com

< 自己紹介 >

- 大阪在住の会社員
- 2004年に結婚
- 2014年から不妊治療を開始
- 2回目の体外受精で2017年1月に第1子(長男)誕生

< まさかの出来事が3度 >

- 息子の大怪我(生後7ヵ月の時に、つかまり立ちから後ろに転倒)
- 息子の一時保護、親子分離の期間は504日
- 妻の逮捕

息子の怪我を防げなかった負い目は消えず、息子と妻を守れなかったことを後悔しています。

医学とは科学とは福祉とは刑事訴訟とは何なのだろうと疑問を持つようになりました。



ジャーナリストの柳原三佳さんと初めてお会いした際に、同じような話を聞く機会が多いので、当事者で集まって情報交換をしてみても、とのアドバイスがあったことから、SBS/AHTを考える家族の会が立ち上がり、情報交換をしたり励まし合ったりしています。

我が子や孫に硬膜下血腫/眼底出血/脳浮腫などの症状があったことから虐待などしていないのに虐待を疑われて、児童相談所や警察に通報されていました。

「子ども虐待対応の手引き」のSBSに関する内容

と

「疑わしきは躊躇せず保護、恐れがあれば躊躇せず保護、保護後の面会禁止/制限」という保護についての考え方から、子どもの症状が原因不明※¹)であったり低位転倒/落下※²)により生じたものであっても信じてもらえません。

※1) 原因不明…後にきちんと調べたら水頭症や遺伝子異常等の病気によるものと判明

※2) 低位転倒/落下…つかまり立ちからの転倒やソファからの落下等

飛び込み出産は、感染症などの検査データがなく、妊娠経過や出産予定日がわからないリスクの高い出産であり、妊婦健診を受けていたら治療や予防ができた、または早めに出産することで回避することができた疾患や状態などに陥る可能性が高い出産である。実際に、飛び込み出産では死産が全国平均の3倍以上、低出生体重児が同様に2倍以上と報告されている（前記大阪産婦人科医会報告書）。この調査では妊婦健康診査未受診や飛び込み等出産の背景では未成年や未婚、無職等が多く、未受診等の理由は経済的問題が33%と最も多かった。妊婦健康診査への補助や助産制度の情報を周知することが必要である。

特定妊婦や飛び込み出産への支援では、医療機関との連携による情報把握と養育能力・養育環境・養育支援者等のアセスメントを行い、家庭での養育の可否について判断する必要がある。また、これらの対象者は母子保健事業の対象者でもあることから、直接児童福祉部門が連携を行うよりは、母子保健部門を介しての連携の方がより効果的である。

飛び込み出産でも、子どもに問題がない場合は出産後4、5日で退院となるので、早急に医療機関訪問を行う必要がある。母親から状況を把握するとともに、医療機関からは分娩に至るまでの状況や面会者、家族の状況等を把握しアセスメントを行う。産後健診である1か月健診を受診しない場合もあることから対面できる出産後の入院期間は貴重であり、退院後の家庭訪問の約束をとるなど必ず支援につなげておくことが重要である。

前記の報告書によると、大阪府内(政令・中核市を含む)で把握された未受診妊婦は年間約150例であった。これは市町村レベルで考えれば、年間数件の事例であり、それらについては市町村の要保護児童対策地域協議会で関係機関が支援の方法等を検討するには十分可能な件数であると考えられる。また同報告書では、妊婦の生活歴(例えば自身の被虐待歴・DV歴・きょうだいの不審死など)や妊娠にまつわること(健診未受診・望まない妊娠など)、妊婦の心身の健康(何らかの疾患・薬物依存など)、社会経済要因(失業・借金など)等の情報をもとに客観的にリスクアセスメントを行い、要保護児童対策地域協議会にケースを提出する際の基準を設けている。同様に各自治体においても様々な取組強化が望まれる。

【文献】

- ・ 未受診や飛び込みによる出産等実態調査報告書.大阪産婦人科医会.2012.3月
- ・ Amy Salisbury, et al:Maternal-Fetal Attachment.JAMA.289:1701-1701.2003.
- ・ Mady S.Mikhail, et al:The effect of fetal movement counting on maternal attachment to fetus.Am J Obstet Gynecol.165(4 Pt 1):988-991.1991.

5. 乳幼児揺さぶられ症候群(シェイクン・ベビー・シンドローム)が疑われる場合の対応

- (1) シェイクン・ベビー・シンドローム(Shaken Baby Syndrome =SBS)とは
乳幼児の身体的虐待の中でも、頭部への暴行は、直接死に至らしめたり、重大な後遺障害を引き起こす深刻な虐待である。そのうちのシェイクン・ベビー・シンドローム(以下、SBSという)

は、子どもの頭部が、暴力的に揺さぶられることによって、回転性の著しい加速と減速が繰り返されることにより生じる頭部外傷である。その結果、嘔吐、意識混濁、けいれん、呼吸困難・呼吸停止などの症状を呈し、重篤な場合は死に至る。重篤な場合には短時間で症状が出ることが多いが、中には半日以上経過して症状が出現することもある。後遺症として、視力低下、失明、知的障害、四肢麻痺などが残り、子どもへ医療ケアや療育訓練の必要性が生じる場合もある。SBSは泣き声に苛立って激しく暴力的に揺さぶることで起きることが多い。激しく揺さぶることで泣き止む体験をすると、それが繰り返され、エスカレートして著明な脳損傷を引き起こすSBSとなる危険がある。症状は軽くても、早期に発見して暴力的に揺さぶる行動を止めることが必要である。そのため、保護者が泣き声へ対応する適切な方法を知ること、SBSを予防しようとする試みも始まっている。

SBSの発症は、乳児が中心となるが、それ以上の年齢でも起こりうる。乳幼児にSBSが起りやすい原因としては、硬膜と脳との隙間が大きい、頸部が安定していない、脳の水分含有が多いなどの身体的特徴がある。SBSの診断には、①硬膜下血腫またはくも膜下出血 ②眼底出血 ③脳浮腫などの脳実質損傷の3主徴が上げられ、また、体表面に揺さぶった際にできた圧迫痕や軽微な外傷、肋骨骨折、四肢の骨折などが見られる場合がある。複数の肋骨骨折や骨幹端骨折は虐待に特徴的な骨折である。出血傾向のある疾患や一部の代謝性疾患や明らかな交通事故を除き、90cm以下からの転落や転倒で硬膜下出血が起きることは殆どないと言われている。したがって、**家庭内の転倒・転落を主訴にしたり、受傷機転不明で硬膜下血腫を負った乳幼児が受診した場合は、必ずSBSを第一に考えなければならない。**また、広範で多層性の眼底出血はSBS以外では起きることは殆どなく、出血傾向が否定されたら、SBSと診断する根拠となる。一方で、SBSでも眼底出血を伴わない場合もあり、眼底出血がないからと言ってSBSが否定されるわけではない。MRI、CT、全身骨撮影、眼底所見、出血傾向の検査などの医学的精査がなされているか、保護者から説明した受傷機転の内容が記載されているかなどを医師に質問し、慣れていない医療機関の場合には、虐待に詳しい医師や医療機関と連携して、十分な医療情報を集める必要がある。一時保護や児童福祉法第28条の法的対応などを見据えて、意見書や鑑定書の作成が必要になる可能性も医療機関に伝えておくとよい。

なお、激しく暴力的に揺さぶる大人はその後に優しく子どもを置くことは少なく、投げつけるなどの行動が伴うことも多いため、SBSに特化するのではなく、「虐待による乳幼児頭部外傷(Abusive Head Trauma in infants and young children、AHT)」と分類するようになってきている。

(2) SBSを疑う場合

保護者に受傷機転を尋ねると、「見ていなかったのでわからない」、「椅子や棚から落ちた」などの家庭内での転倒・低い場所からの転落、「年上のきょうだいが踏んだ、押した」などの説明があることが多い。前述のように家庭内の低いところ(90cm以下の高さ)からの転落や転倒によっては、乳幼児に致死的な脳損傷は起きないとされている。受傷機転が明らかである病院内での転落・転倒事故事例を集めた報告では、頭蓋内出血などの重症な事例はないという報告がなされており、それが裏付けられている。出血傾向や骨形成不全症などの骨折が起きやすい病気でない限

当事者同士で情報交換して痛感したこと

★子ども虐待対応の手引きと疑わしきは保護の方針から同じような体験をして苦しんでいる人が後を絶たない

★何が子どものためになったのか全く分からない

★この手引きと保護の在り方の見直しが必要

厚生労働省/こども家庭庁への働きかけ

厚生労働省 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

第5回 ヒアリング 2021年1月18日

厚生労働省 社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)

第38回 一時保護時の司法審査に対する意見書を提出 2021年11月30日

第39回 // 2021年12月7日

第40回 // 2021年12月17日

厚生労働省 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

第4回 ヒアリング 2022年11月28日

こども家庭庁 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

第1回 ヒアリング 2023年4月26日

内容はこちら



<https://aosavoj.com>

検討会、審議会、作業チームでヒアリングを受けたり、意見を申したりしました。
門前払いではなく、声を聞いてくれるようにはなりました。



厚労省/こども家庭庁への働きかけはしたが…

厚労省の検討会や審議会で制度の見直しに向けて一時保護の在り方がテーマとして取り上げられました。厚労省から引き継いだこども家庭庁による司法審査の作業チームでは要件や手続きの議論が行われています。

児福法改正時(昨年4月)の付帯決議が守られたとは言えず、**意に反した親子分離を体験した当事者の声はこれまでの児童保護の在り方を維持する範囲内でしか反映されず、子ども一人一人の幸せに繋がる見直しとはならない方向に進んでしまいました。**

<法改正の際に、厚労省/こども家庭庁の取り組みから思ったこと>

- ・躊躇せず保護が必要なケースがあることは重々承知している
- ・厚労省/こども家庭庁は、躊躇せず保護が出来るようにと、これまで保護出来ていたケースが出来なくなるようにと、「疑わしきは躊躇せず保護」のやり方そのものを変えずに、裁判所を介入させた
- ・疑いや恐れで、子どもを引き離すので、当然、お家で暮らせる子どもが引き離されてしまうことが、法改正前のように、それなりにおこる
- ・厚労省/こども家庭庁は過剰介入の問題を認識しているが、また放置
- ・「やりすぎ」も「やらなすぎ」も子どもの利益にはならないが、「やらなすぎ」の問題は引き続き強化・重視されて、「やりすぎ」の問題は軽視され、本来なら不要な家庭へ介入が続いてしまう
- ・「保護するしない」、「家に帰す帰さない」を問題にする前に、児相や地域が、困難を抱えているようにみえる家庭に、どのように寄り添いサポートするのかを問題にすべきではないか
- ・検討会、審議会、国会では、有識者の方々や、議員さん方から、過剰介入の問題について投げかけられたが、厚労省が考えた法案の修正とまでは、条文に反映とまではいかなかったが、付帯決議に今後の課題として記された
- ・**子ども一人一人にとってより良い制度になっているのだろうか**

「内閣府令で定める場合」のイメージ

※ 第1回実務者作業チームの議論等を踏まえた暫定的なイメージであり今後の同チームでの議論の状況等により相当の修正が加わることを想定しているもの。

- ① 保護者が死亡若しくは行方不明である、又は児童が家出人であるその他の事由により、現に適当な監護する者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
- ② 児童虐待の防止に関する法律第二条各号に規定する行為を受けた若しくはそのおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- ③ 児童の行動が自己又は他者の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ④ 警察から法第二十五条に基づき通告のあった場合又は少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けた場合
- ⑤ 家庭における生活が困難になるおそれがあるものとして次に掲げる場合に該当し、児童相談所によるアセスメント（児童に対する援助その他の児童相談所による措置の内容の決定のための調査をすることをいう。）をする場合（里親等への委託又は児童福祉施設等への入所措置の再判定をする場合を含む。）
 - 1 保護者の妊娠時の状況、生活並びに育児の実態及び取り巻く環境からみて養育することが困難となるおそれがある場合
 - 2 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると当該市町村が認める児童があり、かつ、当該児童の保護者が当該事業を利用しない場合
 - 3 児童若しくはその保護者が心身の健康を害している場合
 - 4 その他児童の養育に関して課題がある場合
- ⑥ 非行、問題行動その他の課題を有する児童があり、かつ、地理的な制約、児童の特性、環境その他の在宅での指導が困難となる事由がある場合
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

〈参照〉

厚生労働省

一時保護時の司法審査に関する実務者作業
チーム（第3回 一時保護の要件について）

参考資料2

- 他にも、曖昧かつ広範に適用されることが懸念される議論がなされており不安。
- たとえば、第3回・資料2の「内閣府令で定める場合」のイメージ⑤について。
「家庭における生活が困難になるおそれ」「その他児童の養育に関して課題がある場合」という要件は、一時保護という強大な人権制約を伴う処分の要件としてはあまりに広すぎると言わざるを得ません。虐待かどうかとは離れて、養育に何らかの課題を抱える家庭は少なくないはずで、こうした要件で一時保護が認められるのでは、安心して育児をすることがおよそ困難になるのではないのでしょうか。

意に反した親子分離を体験した当事者の声はこれまでの保護の在り方を維持する範囲内ではしか反映されなかった

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月13日 衆議院厚生労働委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十四 一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。

十五 一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。

十六 国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見が、親子分離は子及びその親の意見を聴取した後に行われるよう要請していることを踏まえて、裁判所が一時保護状を発するに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。

十七 裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第九条第二項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月7日 参議院厚生労働委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十七、一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。

十八、一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。

十九、児童相談所が裁判官に一時保護状の請求をするに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。

二十、裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第九条第二項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。

〈参照〉

厚生労働省

一時保護時の司法審査に関する実務者作業

チーム(第1回)資料2

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- 一時保護開始時における司法審査について
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - 手続き
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

一時保護開始時の司法審査

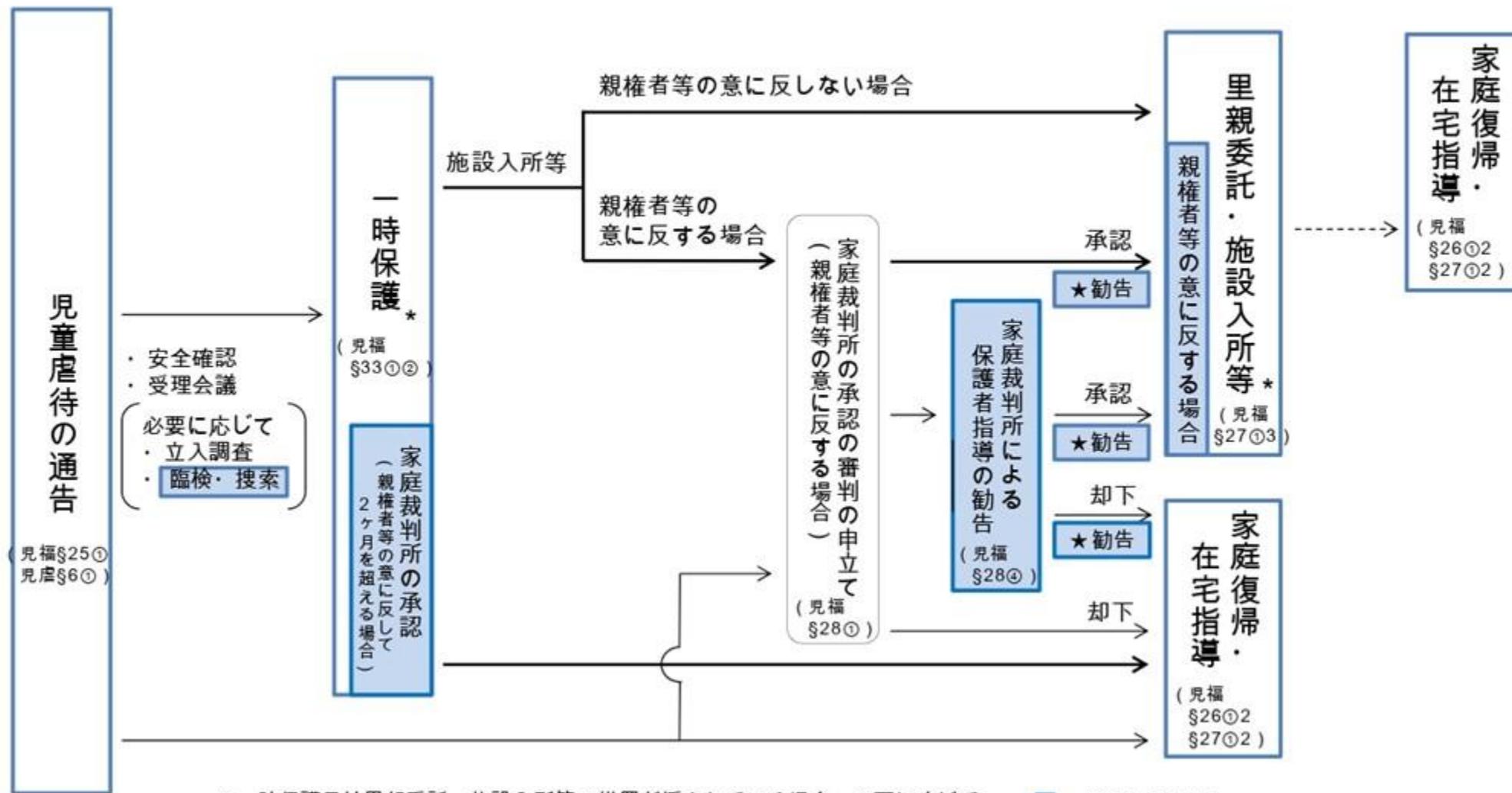
2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

• 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後

- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- 一時保護開始時における司法審査について
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - 手続き
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

児童虐待対応の基本的な流れ (イメージ)



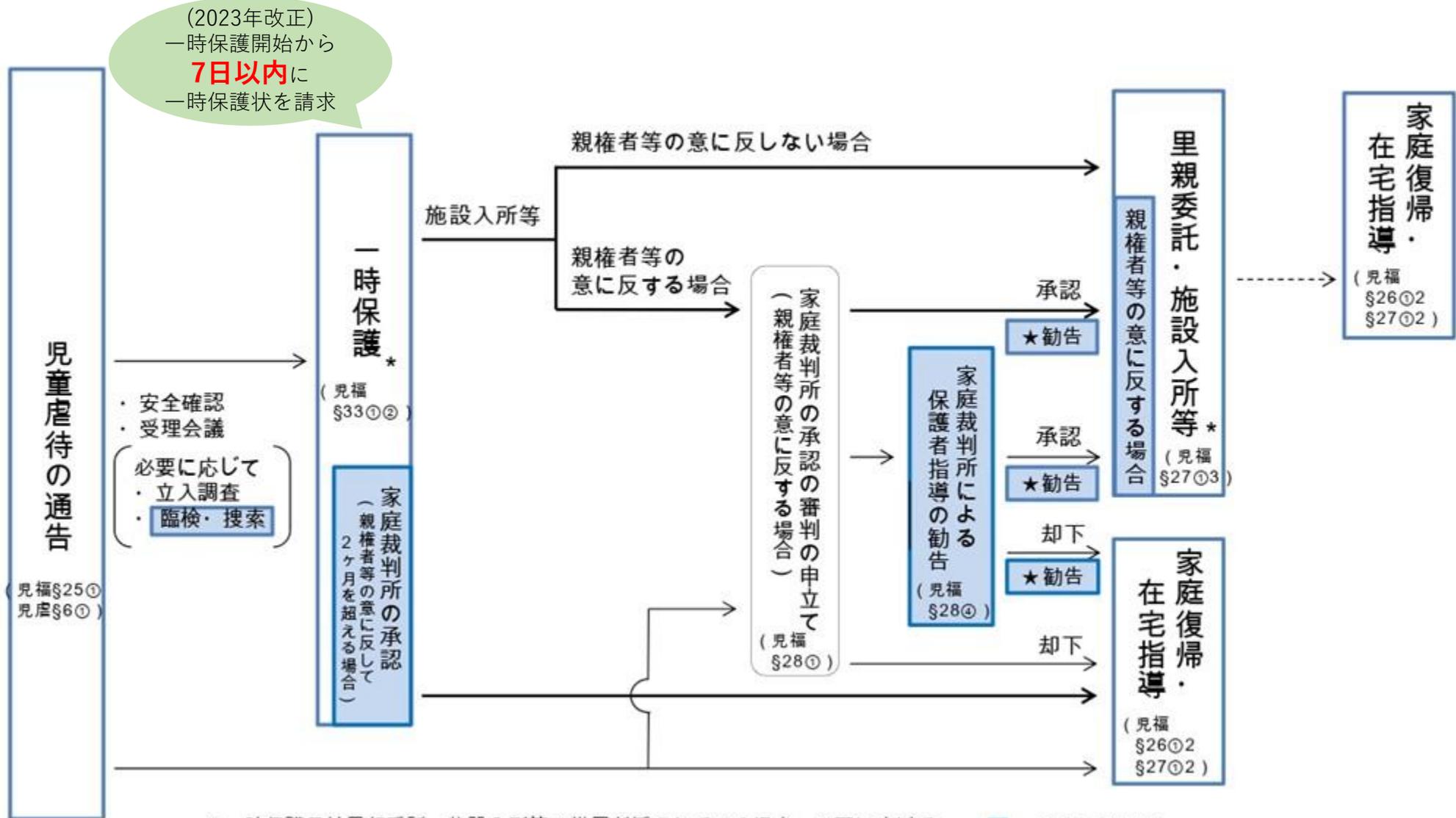
* 一時保護又は里親委託・施設入所等の措置が採られている場合、必要に応じて
 ・ 面会・通信制限 (児虐§12①)
 ・ 接近禁止命令 (児虐§12の4①) を実施

■ : 裁判所が関与
 ★ : 勧告は必要に応じて実施 (任意)

<参照>
 厚生労働省
 児童相談所における一時保護の手続き等の
 在り方に関する検討会(第8回)参考資料2



児童虐待対応の基本的な流れ (イメージ)



〈参照〉
厚生労働省
児童相談所における一時保護の手続き等の
在り方に関する検討会(第8回)参考資料2

* 一時保護又は里親委託・施設入所等の措置が採られている場合、必要に応じて
・ 面会・通信制限 (見虐§12①)
・ 接近禁止命令 (見虐§12の4①) を実施

□ : 裁判所が関与
★ : 勧告は必要に応じて実施 (任意)

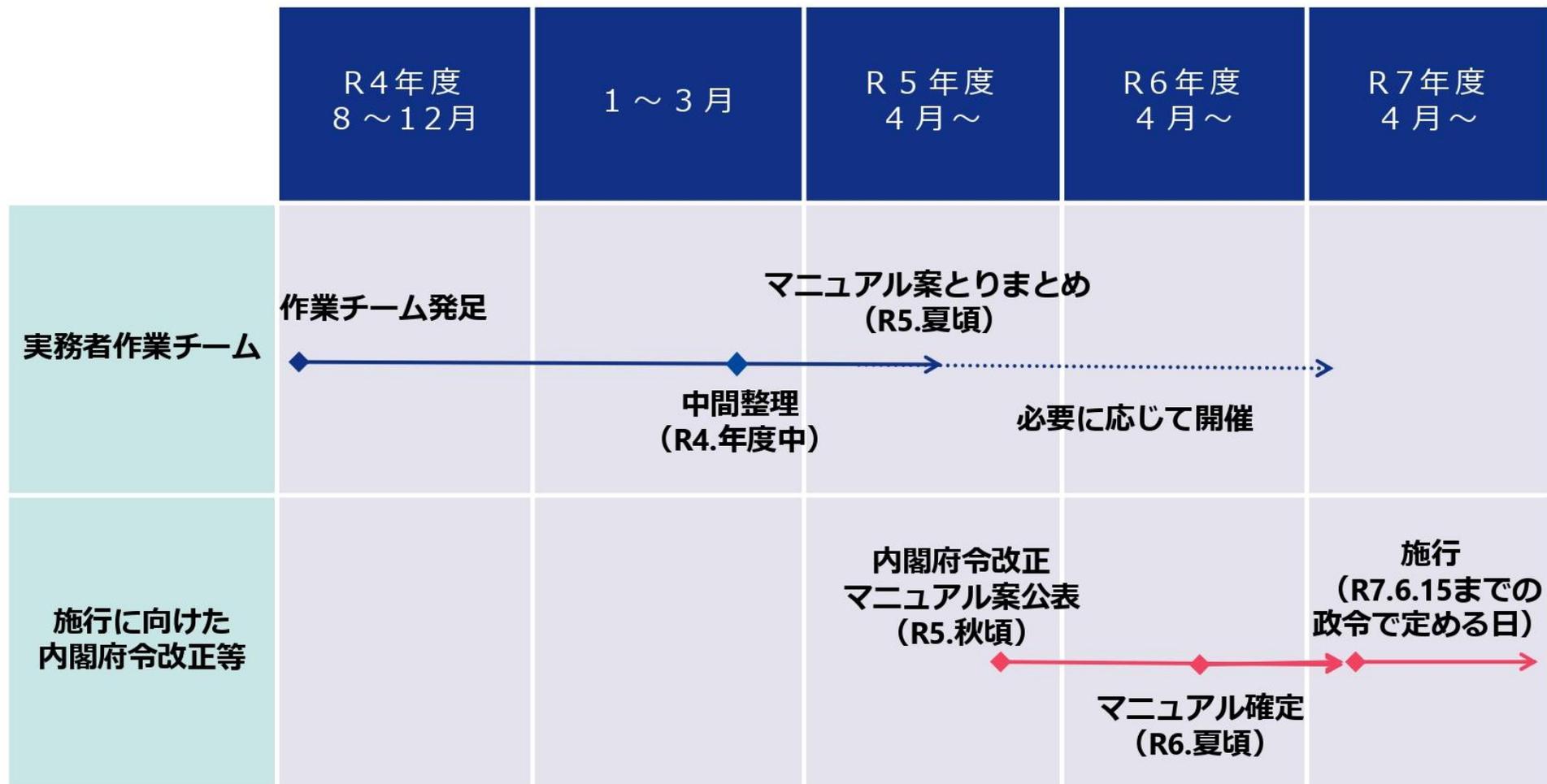
一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- **導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)**
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- 一時保護開始時における司法審査について
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - 手続き
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

実務者作業チームのスケジュール案



※内閣府令の中で一時保護の要件を規定

〈参照〉
厚生労働省
一時保護時の司法審査に関する実務者作業
チーム(第1回)資料3

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- **一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)**
- 一時保護開始時における司法審査について
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - 手続き
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

一時保護の目的

(緊急保護)

子どもの安全を迅速に確保すべき事情がある又はその疑いやおそれがあると児童相談所長が判断した場合に適切な保護を図るために認められている。

(アセスメント保護)

子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために子どもを一時保護している。

アセスメント保護は、緊急保護に該当する事情又はその疑いやおそれを認めるに至らない場合でも、調査や行動観察をしなければ、児童虐待その他の子どもの安全を確保すべき事情が明らかとならなかったり子どもの心身の状況等を踏まえて必要な措置や援助方針を適切に判断し難い場合などにも行われている。

子どもの安全や養育環境等にかかる事情に関する情報が乏しい状況でもアセスメントのために一時保護が行われている。

一時保護の目的

(緊急保護)

子どもの安全を迅速に確保すべき事情がある又はその**疑いやおそれ**があると児童相談所長が判断した場合に**適切な保護**を図るために認められている。

その中には、お家で暮らせる子どもがそれなりに含まれている

お家で暮らせる子どもを職権で引き離すことが適切？

(アセスメント保護)

子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために子どもを一時保護している。

アセスメント保護は、緊急保護に該当する事情又はその疑いやおそれを認めるに至らない場合でも、調査や行動観察をしなければ、児童虐待その他の子どもの安全を確保すべき事情が明らかとならなかつたり子どもの心身の状況等を踏まえて必要な措置や援助方針を適切に判断し難い場合などにも行われている。

子どもの安全や養育環境等にかかる事情に関する情報が乏しい状況でもアセスメントのために一時保護が行われている。

なぜ在宅ではダメなのか。在宅での支援や行政サービスの提供が出来ていなかったり不十分だったりして在宅で失敗したから保護の必要が生じているのではないだろうか…

保護は在宅支援や行政サービスの先にある最終手段であるべきではないだろうか…

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- **一時保護開始時における司法審査について**
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - 手続き
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(概要)

児童福祉法第33条(第1項及び第2項の規定)に基づき、児童相談所長又は都道府県知事は児童の一時保護を行うことができる。

一時保護は児童の生命・身体の保護等を図るため躊躇なく行われる必要がある。

その一方で、行政の判断により子どもを分離して自由を制限するものである。

従って、当該一時保護が適正なものであるか中立的な第三者が判断する必要があると指摘されている。

国連子どもの権利委員会による日本政府に対する総括所見において「子どもを家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」が要請されている。

社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)において一時保護の開始に関し、判断の適正性や手続の透明性を確保する必要があるとして、「独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する」ことが示された。

これらを受け、2023年6月15日に公布された改正後の児童福祉法では、一時保護の開始に際し、一定の場合には裁判官の審査を経なければならないこととされた。

保護するか否かの判断は、これまで通り
児相が行う

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

この観点が欠けていないだろうか
(概要)

児童福祉法第33条(第1項及び第2項の規定)に基づき、**児童相談所長又は都道府県知事は
児童の一時保護を行うことができる。**

一時保護は児童の生命・身体の保護等を図るため躊躇なく行われる必要がある。

その一方で、**行政の判断により子どもを分離して自由を制限するものである。**

従って、当該一時保護が**適正**なものであるか**中立的な第三者が判断**する必要があると指
摘されている。

何を以って適正なのか

国連子どもの権利委員会による日本政府に対する総括所見において「子どもを家族から
分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」が要請されている。

何を判断するのか

社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)において一時保護の開始に関し、判断の
適正性や手続の透明性を確保する必要があるとして、「独立性・中立性・公平性を有する
司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する」ことが示され
た。

これらを受け、2023年6月15日に公布された改正後の児童福祉法では、一時保護の開始
に際し、**一定の場合**には裁判官の**審査**を経なければならないこととされた。

全てのケースを司法審査の対象と
しなくてよいのだろうか

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- **一時保護開始時における司法審査について**
 - 概要
 - **大枠**
 - 要件
 - 手続き
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(大枠)

児童相談所長等が一時保護を行う際に、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が一時保護に同意した場合や親権者等がない又は一時保護状の請求までに当該一時保護を解除した場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内又は事前に裁判官に一時保護状を請求することとされた。

請求を受けた裁判官は、一時保護開始時における一時保護の適正性について、児童相談所が請求時までに調査・収集した資料に基づき判断する。

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

児相の都合で事前審査が原則とは
ならなかった

(大枠)

児童相談所長等が一時保護を行う際に、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が一時保護に同意した場合や親権者等がない又は一時保護状の請求までに当該一時保護を解除した場合を除き、一時保護を開始した日から起算して**7日以内又は事前に**裁判官に一時保護状を請求することとされた。

請求を受けた裁判官は、一時保護開始時における**一時保護の適正性**について、**児童相談所が請求時までに調査・収集した資料に基づき判断する**。

裁判官による処分対象の親と保護対象の子どもへの聴取なし

お家で暮らせる子どもを引き離すことが適正なのだろうか

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- **一時保護開始時における司法審査について**
 - 概要
 - 大枠
 - **要件**
 - 手続き
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(要件) ※非公開の作業チームで議論されている

一時保護開始時の要件について、法改正前は、「児童相談所長が必要があると認める
とき」と規定されているが、一時保護開始時に想定される具体的な事案の類型等につ
いて規定がない。

中立的な第三者が判断を行う際に、要件が明確でないと判断が難しい。

一時保護開始時の司法介入において、裁判官が迅速で適切な判断を行うために、一時
保護の要件を法令上明確化する必要がある。

法改正後も一時保護をするか否かは児童相談所の裁量により判断する。

裁判官が明らかに一時保護の必要がないと判断する場合以外は、児童相談所長の判断
を尊重するものとする方向で議論が進んでいる。

要件として一時保護の理由と必要性が非公開の作業チームで議論されている。

児童相談所長の行う一時保護が緊急保護に該当するものか、アセスメント保護に該当
するものかといった点は裁判官が判断する対象とはならないとされるようである。

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(要件) ※非公開の作業チームで議論されている

一時保護開始時の要件について、法改正前は、「児童相談所長が必要があると認めるとき」と規定されているが、一時保護開始時に想定される具体的な事案の類型等について規定がない。

中立的な第三者が判断を行う際に、要件が明確でないと判断が難しい。

一時保護開始時の司法介入において、裁判官が迅速で適切な判断を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する必要がある。

法改正後も一時保護をするか否かは児童相談所の裁量により判断する。

裁判官が**明らかに一時保護の必要がない**と判断する場合以外は、**児童相談所長の判断を尊重**するものとする方向で議論が進んでいる。

要件として一時保護の**理由**と**必要性**が非公開の作業チームで議論されている。

児童相談所長の行う一時保護が緊急保護に該当するものか、アセスメント保護に該当するものかといった点は裁判官が判断する対象とはならないとされるようである。

これまで保護出来ていたケースが出来なくな
らないように司法を介入させている

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- **一時保護開始時における司法審査について**
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - **手続き**
 - 不服申し立て
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(手続き)

一時保護状を請求する際は、一時保護の理由及び必要性があると認められる資料を添えて請求する。

法改正に対する附帯決議にて、子ども及び親権者等の意見が裁判官に対し正確に伝わるよう適切な方策を講じるものとされた。

このことを踏まえ、裁判官に提供する資料に、法改正にて導入された子どもの意見聴取等により把握した一時保護に対する子どもの意見又は意向、親権者等の意見を可能な限り盛り込むこととされた。

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(手続き)

一時保護状を請求する際は、一時保護の**理由**及び**必要性**があると認められる資料を添えて請求する。

法改正に対する附帯決議にて、**子ども及び親権者等の意見が裁判官に対し正確に伝わる**よう適切な方策を講じるものとされた。

このことを踏まえ、裁判官に提供する資料に、法改正にて導入された子どもの意見聴取等により把握した一時保護に対する子どもの意見又は意向、親権者等の意見を可能な限り盛り込むこととされた。

何のための誰のための司法介入なのか？
裁判官が直接聴取するのが適切なのでは？

司法は何を決めるのか？

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- 一時保護開始時における司法審査について
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - 手続き
 - **不服申し立て**
- 疑問

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(不服申し立て)

一時保護状の請求が却下となった場合、児童相談所長は、一時保護を行わなければ子どもの生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、その事情を裏付ける資料、一時保護の理由及び必要性に関する資料を添えて、同裁判の翌日から3日以内に限り、所定の裁判所に不服申立てを行うことができるものとされた。

不服申立てを受けた裁判所は一時保護開始時における一時保護の適正性を審査するものとし、裁判所の判断が確定するまでの間、児童相談所長は引き続き一時保護を実施することができるものとされた。

2023年児童福祉法改正による一時保護開始時の司法審査

(不服申し立て)

一時保護状の請求が却下となった場合、**児童相談所長は**、一時保護を行わなければ子どもの生命又は心身に重大な危害が生じると**見込まれる**ときは、その事情を裏付ける資料、一時保護の**理由**及び**必要性**に関する資料を添えて、同裁判の翌日から3日以内限り、所定の裁判所に不服申立てを行うことができるものとされた。

不服申立てを受けた裁判所は一時保護開始時における一時保護の**適正性を審査**するものとし、裁判所の判断が確定するまでの間、児童相談所長は引き続き一時保護を実施することができるものとされた。

児相にだけ認められ、保護処分される親や
保護対象の子どもには認められていない

虐待かどうかにかかわらず養育に何らかの
課題を抱える家庭は少なくはないはずで、
それを児相が話を飛躍して子どもの生命や
心身に重大な危害が生じると見込んで、裁
判官が児相の判断を尊重したら裁判官が明
らかに保護の必要がないとは解釈しないの
ではないか

一時保護開始時の司法審査

2023年児童福祉法改正(一時保護開始時の司法審査部分)

- 児童虐待対応の基本的な流れ 改正前、改正後
- 導入スケジュール(一時保護開始時の司法審査)
- 一時保護の目的(緊急保護、アセスメント保護)
- 一時保護開始時における司法審査について
 - 概要
 - 大枠
 - 要件
 - 手続き
 - 不服申し立て

※ 厚労省/こども家庭庁の取り組みから読み取れること

• 疑問

• 誰のための何のための司法介入なのか？

• 司法が何を決めるのか？



疑問

- 子どもの権利条約との整合性がとれているといえるのか。
- 行政の判断により子どもを分離して自由を制限をしているとの観点が希薄。
- 安全を重視するあまり家庭養育可能な子どもを引き離す犠牲が軽視されている。
- 疑いやおそれ保護出来るので、その中にはそれなりに家庭養育可能な子どもが含まれる。
- 子どもを分離(保護)するハードルは低く、再統合(家庭復帰)のハードルは非常に高い。
- 親権者が同意した場合は司法審査が行われない(子どもの意見聴取なし)。
- 処分する側の児相は不服申し立てが出来ることがあるが、一時保護処分される親権者と保護対象者の子どもは出来ない。・・・既存の行政取消訴訟や行政不服審査があるからとの理由。しかし、既存のものとは直結していないし時間がかかる(一時保護期間の2ヵ月以内に結果は出ない)。
- 裁判官は児相の提出書類だけで一時保護の可否を判断する(裁判官による子どもや親への聴取なし)。
- 子どもや親への聴取は裁判所ではなく児相が主体となり行い、児相が裁判所へ提出。裁判所は処分する側の児相を通して子どもや親の意見を得ることになる。
- これまでの虐待対応の在り方そのものが維持出来るように一時保護開始時に裁判所を介入させて適法性を確保しようとしてはいまいか。これでは行政の判断により家庭養育可能な子どもが分離させられて自由を制限させられ不利益を被る犠牲は減らないのではないのか。
- 一時保護に至るまでに在宅での支援やサービスの提供が適切に行われていたかを審査の対象にしないと予防に繋がらないのではないのか

疑問

- **子どもの権利条約との整合性がとれているといえるのか。**
- 行政の判断により子どもを分離して自由を制限をしているとの観点が希薄。
- 安全を重視するあまり家庭養育可能な子どもを引き離す犠牲が軽視されている。
- 疑いやおそれ保護出来るので、その中にはそれなりに家庭養育可能な子どもが含まれる。
- 子どもを分離(保護)するハードルは低く、再統合(家庭復帰)のハードルは非常に高い。
- **親権者が同意した場合は司法審査が行われない(子どもの意見聴取なし)。**
- 処分する側の児相は不服申し立てが出来るが、一時保護処分される親権者と保護対象者の子どもは出来ない。・・・既存の行政取消訴訟や行政不服審査があるからとの理由。しかし、既存のものは直結していないし時間がかかる(一時保護期間の2ヵ月以内に結果は出ない)。
- **裁判官は児相の提出書類だけで一時保護の可否を判断する(裁判官による子どもや親への聴取なし)。**
- **子どもや親への聴取は裁判所ではなく児相が主体となり行い、児相が裁判所へ提出。裁判所は処分児相を通して子どもや親の意見を得ることになる。**
- **これまでの虐待対応の在り方そのものが維持出来るように一時保護開始時に裁判所を介入させて適法性を確保しようとしてはいまいか。これでは行政の判断により家庭養育可能な子どもが分離させられて自由を制限させられ不利益を被る犠牲は減らないのではないか。**
- 一時保護に至るまでに在宅での支援やサービスの提供が適切に行われていたかを審査の対象にしないと予防に繋がらないのではないか

一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論等の概要

令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（2022年2月10日とりまとめ）

(4) 一時保護

① 一時保護時の司法審査

- 一時保護は一時的とはいえ、子どもを親から引き離すものであり、行動の自由など子どもの権利が制限されることや、親権の行使等に対する制限でもある。児童の権利に関する条約第9条（※）が、父母の意に反して子どもをその父母から分離する場合には「司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従うことを求めているほか、国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見でも「義務的司法審査を導入すること」が要請されているなど、より一層の判断の適正性の確保や手続の透明性の確保が必要である。

その分離が本当にその子の最善の利益ですか？

※ 児童の権利に関する条約（1990年署名、1994年発行）（抄）
第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3・4 （略）

- このため、独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する。

- 裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する。ただし、一時保護の要件の明確化にあたっては、子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点にも十分留意する。この結果、児童相談所等は、一時保護の要件に該当し、必要があると認めるときは、一時保護を行うことができる。

- 一時保護時の司法審査について、具体的には、都道府県知事又は児童相談所長は一時保護を行う場合、事前又は保護開始日から起算して7日以内に裁判官に対して一時保護状（仮称）を書面で請求し（※）、裁判官は、一時保護開始時点での一時保護の適正性について、一時保護開始時点に生じていた事情に関し児童相談所等が請求時点までに収集した資料を斟酌して、判断する。なお、事前・事後については、一時保護の実情に照らすと事後の請求が多数を占めると予想され、制度上事前を原則とするものではない。

裁判官は、子どもに対する虐待のおそれがあるとき等の一時保護の要件に該当すると認めるときは、明らかに一時保護を行う必要がないと認めるときを除いて、一時保護状（仮称）を発付する。

児童相談所等は、一時保護状（仮称）を得た場合は一時保護を引き続き実施することが可能であり、却下された場合は一時保護を速やかに解除することとなる。

※ 一時保護の開始の司法審査を導入するに当たり、裁判官の判断なき一時保護の期間は可能な限り短くする必要があり、一時保護状（仮称）の発付は迅速に行われる必要があるため、書面で請求。

- 一時保護を行う場合には、Ⅲ（1）①で述べるように、児童相談所等は一時保護の決定前又は緊急に一時保護を行った場合等には事後に子どもの意見の聴取等を行い、その意見・意向を把握・勘案しなければならない旨を法令や通知等に規定する。その際、都道府県等は、一時保護に関する子どもの意見・意向の形成・表明を支援するための体制整備にも併せて努めるものとする。その上で、把握した子どもの意見を後述の疎明資料に可能な限り記載するものとする。

意見を述べる機会は設けられていますか？

〈参照〉

厚生労働省

一時保護時の司法審査に関する実務者作業

チーム（第1回）資料2

疑問

- 子どもの権利条約との整合性がとれているといえるのか。
- **行政の判断により子どもを分離して自由を制限をしているとの観点が希薄。**
- **安全を重視するあまり家庭養育可能な子どもを引き離す犠牲が軽視されている。**
- **疑いやおそれ保護出来るので、その中にはそれなりに家庭養育可能な子どもが含まれる。**
- 子どもを分離(保護)するハードルは低く、再統合(家庭復帰)のハードルは非常に高い。
- 親権者が同意した場合は司法審査が行われない(子どもの意見聴取なし)。
- 処分する側の児相は不服申し立てが出来るが、一時保護処分される親権者と保護対象者の子どもは出来ない。・・・既存の行政取消訴訟や行政不服審査があるからとの理由。しかし、既存のものは直結していないし時間がかかる(一時保護期間の2ヵ月以内に結果は出ない)。
- 裁判官は児相の提出書類だけで一時保護の可否を判断する(裁判官による子どもや親への聴取なし)。
- 子どもや親への聴取は裁判所ではなく児相が主体となり行い、児相が裁判所へ提出。裁判所は処分児相を通して子どもや親の意見を得ることになる。
- **これまでの虐待対応の在り方そのものが維持出来るように一時保護開始時に裁判所を介入させて適法性を確保しようとしてはいまいか。これでは行政の判断により家庭養育可能な子どもが分離させられて自由を制限させられ不利益を被る犠牲は減らないのではないか。**
- 一時保護に至るまでに在宅での支援やサービスの提供が適切に行われていたかを審査の対象にしないと予防に繋がらないのではないか

一時保護の手續等の在り方に関するこれまでの議論等の概要

令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（2022年2月10日とりまとめ）

(4) 一時保護

① 一時保護時の司法審査

- 一時保護は一時的とはいえ、子どもを親から引き離すものであり、行動の自由など子どもの権利が制限されることや、親権の行使等に対する制限でもある。児童の権利に関する条約第9条（※）が、父母の意に反して子どもをその父母から分離する場合には「司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従うことを求めているほか、国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見でも「義務的司法審査を導入すること」が要請されているなど、より一層の判断の適正性の確保や手続の透明性の確保が必要である。

※ 児童の権利に関する条約（1990年署名、1994年発行）（抄）
第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3・4 （略）

○ このため、独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する。

○ 裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する。ただし、一時保護の要件の明確化にあたっては、子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点にも十分留意する。この結果、児童相談所等は、一時保護の要件に該当し、必要があると認めるときは、一時保護を行うことができる。

○ 一時保護時の司法審査について、具体的には、都道府県知事又は児童相談所長は一時保護を行う場合、事前又は保護開始日から起算して7日以内に裁判官に対して一時保護状（仮称）を書面で請求し（※）、裁判官は、一時保護開始時点での一時保護の適正性について、一時保護開始時点に生じていた事情に関し児童相談所等が請求時点までに収集した資料を斟酌して、判断する。なお、事前・事後については、一時保護の実情に照らすと事後の請求が多数を占めると予想され、制度上事前を原則とするものではない。

裁判官は、子どもに対する虐待のおそれがあるとき等の一時保護の要件に該当すると認める場合は、明らかに一時保護を行う必要がないと認めるときを除いて、一時保護状（仮称）を発付する。

児童相談所等は、一時保護状（仮称）を得た場合は一時保護を引き続き実施することが可能であり、却下された場合は一時保護を速やかに解除することとなる。

※ 一時保護の開始の司法審査を導入するに当たり、裁判官の判断なき一時保護の期間は可能な限り短くする必要があり、一時保護状（仮称）の発付は迅速に行われる必要があるため、書面で請求。

適正な判断とは、適切な保護とは何ですか？

○ 一時保護を行う場合には、Ⅲ（1）①で述べるように、児童相談所等は一時保護の決定前又は緊急に一時保護を行った場合等には事後に子どもの意見の聴取等を行い、その意見・意向を把握・勘案しなければならない旨を法令や通知等に規定する。その際、都道府県等は、一時保護に関する子どもの意見・意向の形成・表明を支援するための体制整備にも併せて努めるものとする。その上で、把握した子どもの意見を後述の疎明資料に可能な限り記載するものとする。

〈参照〉

厚生労働省

一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム（第1回）資料2

ご清聴ありがとうございました